

車両事故発生対応マニュアル

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

〔0157-57-3896〕

車両事故発生対応マニュアル

◎ 事故にあった場合

- ・ 会社（0157-57-3896）に連絡を行う。
社長と職員の計2名で事故現場へ向かい保険会社及び、現場での警察官等とのやり取りを行います。
- ・ 保険会社（0120-258-365）とJAF（0570-00-8139）
※（別紙参照）と警察に連絡を行う

◎ 煽り運転について

- ・ 煽り運転をさける為、原則左車線（2車線の場合）を走る様にする。
- ・ 1車線の場合で煽られた際は、ハザードをつけて譲る様にする。

◎ 利用者に発作が起きた場合

- ・ 車を安全な所に止める

- ・ 運転手が会社に連絡を行う（車内から出ず「びーぼ」からの迎えの車〈1〉を待つ）

- ・ 職員は発作が起きている利用者につく
- ・ 当該利用者以外を乗車し「びーぼ」に向かう
（帰宅送迎時の場合は、〈1〉の車で送迎を行う。）

- ・ シートベルトと席はそのままにし、頭を打たない様見守りを行う（発作時の様子・時間を確認しておく）

- ・ 発作を起こしている利用者を見守りながら、再度会社に連絡し社長・看護師の指示を仰ぐ
（落ち着き次第帰宅となる）

◎ 車を運転中に大地震が発生したとき

- ・ 急ハンドルや急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- ・ 停止後は、利用者の安全を確認し、シートベルトを着用したまま落ち着いて待機するよう声かけを行うこと。
- ・ 周囲に倒壊の恐れがある建物、電柱、看板、落下物などの危険がないか確認すること。
- ・ カーラジオ等により地震情報や交通情報を確認し、その情報および周囲の状況に応じて行動すること。その後、速やかに会社へ連絡を行うこと。
- ・ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- ・ 津波や土砂災害などの危険がある地域では周囲の状況を確認し安全な場所へ避難すること。
- ・ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- ・ やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか、運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉めドアはロックしないこと。
- ・ 駐車するときは避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

附則 このマニュアルは

平成29年 4月 1日から適用する。

令和 1年10月 1日改訂

令和 2年 8月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂